

発議第 3号

特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成28年9月13日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真
 " " 小林 くにこ

【提出先】文部科学大臣

特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数はこの10年間で3万6000人増えています（2015年文科省調査）。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解がすすみ、「一人ひとりに見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがあります。一方学校建設はほとんどすすまず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況も生まれています。トイレの数さえ足りなくなり、待ちきれなくて失敗する子どもあり、子どもの自尊心を傷つけています。

全国で不足している教室が、普通教室だけで3622教室（2015年）にのぼることが文科省調査で明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけにあることです。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、普通教室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶして普通教室に転用するなど、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいません。

よって、江差町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 「特別支援学校の設置基準」を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月13日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫